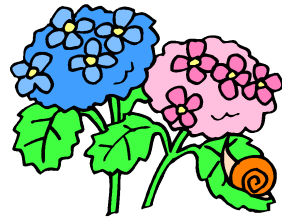


保健NEWS

VOL. 3

自転車通学中の事故に気をつけよう!!



雨の季節になりました。

本校では、登下校中に自転車を使っている人が多いのですが、自転車どうしぶつかってケガをしたり、交通事故に巻き込まれたという生徒が年に何人か出ます。

マナーを守っていても絶対事故にあわないわけではありませんが、危険な行為をすればそれだけケガの可能性は高くなります。また、自分が人を傷つけることも考えられます。

自転車のマナーを守って、安全な通学を心がけましょう。

自転車は車道を通行するべし。

自転車の法律上の位置づけは軽車両。つまりクルマです。

道路標識で歩道通行ができる場合や交通状況からやむをえない場合、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人を除いて、車道の通行が原則です。

車道の左側を通行するべし。

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

歩道は歩行者優先、車道寄りを走行するべし。

歩道では、すぐ停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。歩行者にベルを鳴らすのではなく、自分が徐行しましょう。

二人乗り・並走はやめるべし。

6歳未満の子どもをひとり乗せるなどの場合を除き、二人乗りは禁止です。

また、「並進可」の標識がある場所以外での並進も、禁止されています。横並びで帰っている人、多いですね。おしゃべりするなら歩きましょう。

夜間はライトを点灯するべし。

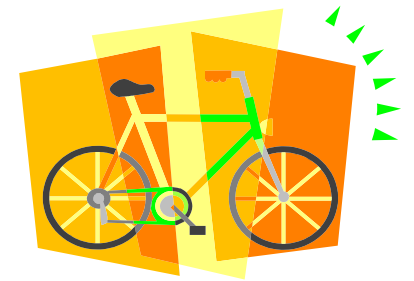
夜間は、前照灯および尾灯（または反射機材）をつけましょう。自分が見るためではなく、他者が発見しやすくするためです。

雨の日に自転車に乗るときはレインコートを着るべし。

傘をさしたりケータイを使いながらの片手運転、周りの音がきこえないような音量で音楽等を聴きながらの運転も危険です。

健康診断が終わりました

保護者懇談の期間中に、定期健康診断の結果を返却しました。もし、まだもらっていない人がいれば、担任または保健室へ聞きにきてください。



未受検の項目のある人は、近いうちに病院等で健康診断を受けて、保健室へ提出してください。自分では異常がないと思っても、意外な結果が出る可能性があります。年1回の健康診断は、自らの健康と生活を保持・増進するために大切なことです。必ず受診しておきましょう。

精密検査、病院受診が必要という紙をもらった生徒は、できるだけ早く病院を受診しましょう。結果は保健室へ提出してください。

また、今回とくに異常が見つからなかった人も、「まったく健康です」といわれたわけではありません。調べた項目について、調べた日には異常は認められなかったという意味です。体調不良があれば必ず病院で見てもらってください。



保健室からひとこと

入学時に連絡し、毎年4月にも連絡していますが、保健室では内服薬は一切渡していません。腹痛の薬や生理痛の薬等、自分が必要なものは自分で準備しましょう。また、バンソーコー等の簡単な救急用品もあると便利です。